2026 年 11 月 6 日

各　　位

一般社団法人 日本経済団体連合会
労働法制本部長　鈴木 重也

攻めの予防医療に関するシンポジウム
～事業場における労働者の健康保持増進のための指針改正を踏まえて～
開催のご案内

拝啓　ますますご清祥のことと存じあげます。

さて、政府は、労働安全衛生法に基づき、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP 指針）」を定め、事業者による労働者の健康の保持増進のための措置（努力義務）を推進しています。

政府は、「攻めの予防医療」を重点課題と位置付ける中、労働者の健康保持増進対策の一層の推進を図るため、本年 10 月に THP 指針の改正を行いました。改正指針では、従来からの疾病の発症予防に加えて、がん、女性特有の健康課題、歯科疾患、骨粗しょう症、眼科疾患にかかる検診の受診勧奨等を通じた疾病の早期発見や早期治療が、健康保持増進措置として位置付けられました。

そこで、会員各位に改正 THP 指針への理解を深めていただくため、標記会合をオンラインで開催することといたしました。当日は、厚生労働省の樋口産業保健支援室長から、改正 THP 指針のポイントについてご説明いただきます。あわせて、関連する取組を既に推進している企業から、その取組状況等をご紹介いただくこととしております。

ご多用のところ、誠に恐れ入りますが、お差し繰りご参加くださいますようお願い申しあげます。なお、本会合は、開催趣旨に鑑み、経団連会員団体の加盟企業にもご参加いただけます。会員団体各位におかれましては、貴団体ご加盟の企業に本会合をご案内くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　時：2026 年 12 月８日（火）10:30～11:30
２．方　法：オンライン（Zoom ウェビナー）
３．次　第：
　１）開会
　２）説明「改正 THP 指針の概要（仮題）」
　　厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課 産業保健支援室長

樋口　政純 様

３）厚生労働省説明にかかる質疑応答

４）企業の取組紹介

①大和証券グループ本社 人事部 健康経営推進課 担当部長
枝　　正也 様

②アステラス製薬 マーケットアクセス＆プライシング部 バリュー＆プライシンググループ アソシエイト メノポーズプリッジアンバサダー
矢野　容子 様

５）企業説明にかかる質疑応答

６）閉会

４．案内先：全会員、労働法規委員会、同労働安全衛生部会、
同産業安全 WG、同労働衛生 WG、同労災保険 WG、
各地経済団体、地方別経済団体、業種別全国団体　　各位

５．申込方法：

- 参加を希望の方は、12 月１日（火）までに以下のＵＲＬよりご登録いただきますよう、お願い申しあげます。１社から複数名の参加が可能です。なお、定員（1,000 名）に達しましたら、申込を終了させていただきます。
- 登録完了後に招待メールが届きますので、当日は同メールに記載のＵＲＬをクリックしてご参加ください。配付資料は前日までに登録いただいたメールアドレス宛に配信する予定です。

https://zoom.us/webinar/register/WN_9np9cIcYQk26RvMwfWyScw

６．参考情報：

厚生労働省 HP
「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」に関する公示
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_76807.html

【本件連絡先】経団連 労働法制本部
電話：03-6741-0787（藤田）、-0533（安藤）
E-mail：anei@keidanren.or.jp

以　上